

6 高等学校授業料減免状況

26年度において減免された者

3名	全日制	1名
	定時制	2名

高等学校の授業料は、平成22年度から原則不徴収となった。
徴収対象者は、特別の事情がなく標準修業年限を超えて在学する者等。
しかし、平成26年度から高等学校の授業料は再び原則徴収となった。
ただし、経済的負担の軽減を図る必要のある生徒に係る授業料については、
国が就学支援金を支給。